

京都市上下水道局告示第57号

下水道法第4条第6項の規定により準用する同条第1項の規定により京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり告示し、当該事業計画の変更の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の変更の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和6年2月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 事業計画の名称

京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道事業計画

2 事業施行期間

昭和48年7月4日から令和8年3月31日まで

3 変更に係る事項

(1) 事業施行期間の延伸

事業施行期間を令和6年3月31日から、令和8年3月31日に延伸する。

(2) 雨水幹線の変更

西羽束師川支川第2排水区において、主要な管渠（西羽束師川支川幹線）のルート及び管径を変更する。

4 縦覧場所

〒601-8116

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局下水道部計画課

5 縦覧期間

令和6年2月22日から令和6年3月7日まで（京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除きます。）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

7 意見書の提出

当該事業計画の変更の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同

案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記5の縦覧期間内に、上記4の場所に提出してください。

(上下水道局下水道部計画課)